

令和 6 年〇〇月〇〇日

(名称) 大島町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

東京都大島町は伊豆諸島の北端に位置している。周囲を海に囲まれており、本町と他地域を結ぶ主な移動手段は高速ジェット船及び大型客船である。高速ジェット船や大型客船は本町への来訪者が利用するだけでなく、町民が都心部の病院を受診する場合等にも利用しており、本町と他地域を結ぶ重要な地域間交通ネットワークである。

本町内を運行する路線バスの系統のうち、大島公園ラインと波浮港ラインは地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船に接続する交通手段であり、支線の役割を果たしている。また、大島公園ライン・波浮港ラインそれぞれの沿線には、買い物施設が立地する地区もある。本町内は大規模なショッピングセンター等がないため、買い物施設が立地する地区に路線バスでアクセスできることは町民の日常生活を支えるうえで極めて重要である。さらに本町北部に位置する大島高校への通学手段としても利用されている。

町民のほとんどが自家用車で移動しているが、高齢化の進行に伴い、免許証を返納し、自家用車を運転できなくなった町民も増加している。また、人口減少の進行や共働き世帯の増加により、自家用車を運転できなくなった高齢者を家族や知人が送迎することも困難となっている。そのため、特に高齢者の自由な移動を支える観点で大島公園ラインと波浮港ラインが果たす役割が大きく、生活に不可欠な路線である。

上記路線の運行に際し、本町の支援や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいため、地域公共交通確保維持事業により、大島公園ラインと波浮港ラインを確保・維持することで、町民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

- ・大島公園ライン及び波浮港ラインの定期利用者数を急激な人口減少が進む中においても、現状の2.5万人/年で維持する。
 - ・大島公園ライン及び波浮港ラインの収支率を現状の38.2%から50.0%に改善する。
- (大島町地域公共交通計画 35頁参照)

(2) 事業の効果

大島公園ライン・波浮港ラインを維持することにより、免許証返納した高齢者や大島高校に通学する生徒の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、来島者にとっては、地域間交通ネットワークである高速ジェット船や大型客船と接続する交通手段が確保されることで町内での観光周遊活動の活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、大島高校への登校時間帯の大島高校直通便の維持(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 37頁参照)
- ・大島公園ラインにおいて、元町港・岡田港間の運行便の維持(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 39頁参照)
- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのキャッシュレス決済対応サービスの実証実験の継続実施(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 52頁参照)
- ・大島公園ライン・波浮港ラインにおいて、利便性を向上するためのGTFS-JPの継続的な情報更新(大島旅客自動車(株))
(大島町地域公共交通計画 53頁参照)
- ・来島者向けの分かりやすい情報発信の実施(大島観光協会、大島町)
(大島町地域公共交通計画 55頁参照)
- ・学校モビリティ・マネジメントの実施(大島町)
(大島町地域公共交通計画 56頁参照)
- ・町民向けの路線バス利用促進リーフレットの配布(大島町)
(大島町地域公共交通計画 57頁参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大島公園ライン・波浮港ラインについて、その運行に係る費用総額131,309千円のうち、大島町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数や収支に関して、輸送実績等をもとに数値指標によるモニタリング・評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

- ・該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

・該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

・該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

・該当なし

(2) 事業の効果

・該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

・該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

・該当なし

（２）事業の効果

・該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

・該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和５年６月３０日（第２回） 地域公共交通の役割や基本的な方針、施策・事業等に関してアイデア出し

令和５年１０月６日（第３回）
・地域公共交通の役割や基本的な方針に関して合意
・施策・事業の方向性に関して合意、具体化に向け意見交換
・目標設定に関して協議

令和５年１２月８日（第４回） 地域公共交通計画（素案）に関して、内容及びパブリックコメントに諮ることに合意

令和６年３月１５日（第５回） 地域公共交通計画に関して構成員の合意を得て、策定

令和６年６月２１日（第６回） 地域公共交通確保維持改善事業の申請書類について承認

19. 利用者等の意見の反映状況

令和４年に実施した町民アンケートにおいて、免許証返納後の移動手段としてバスの存続を求める意見が多かったため、バス路線の維持・確保に重点をおいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 東京都大島町 1-1-14

(所 属) 政策推進課

(氏 名) 秋田 純

(電 話) 04992-2-1444

(e-mail) c010001@town.tokyo-oshima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。